明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（三五）　四
○植物防疫法の一部を改正する法律（三六）　一〇
○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（三七）　一〇

〔政　令〕
○借地借家法施行令（一八七）　三〇
○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（一八八）　三
○外国為替令の一部を改正する政令（一八九）　三
○旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令（一九〇）　三

〔告　示〕
○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第三条第三項に基づき取引デジタルプラットフォーム提供者が行う措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定める件（内閣府六六）　三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州対外国境管理協力機関の標章を指定した件（経済産業一一二）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州データ保護委員会の標章を指定した件（同一一三）　七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州ジェンダー平等研究所の標章を指定した件（同一一四）　六
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州労働機関の標章を指定した件（同一一五）　九
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合航空安全局の標章を指定した件（同一一六）　三〇
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたハーグ国際私法会議の標章を指定した件（同一一七）　三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された石油輸出国機構国際開発基金の標章を指定した件（同一一八）　三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたスクエア・キロメートル・アレイ天文台の標章を指定した件（同一一九）　三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国連パレスチナ難民救済事業機関の標章を指定した件（同一二〇）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇**地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律**（法律第三五号）（総務省）

一　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正関係

職員が同一の子について育児休業をすることができる回数（1及び2に掲げる育児休業に係るものを除く。）を、条例で定める特別の事情がある場合を除き、二回以内とすることとした。（第二条第一項関係）

1　子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項第一号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法第六五条第二項の規定により勤務しない職員を除く。）が当該子についてする育児休業（2に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目のもの

2　任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正関係

地方公務員の非常勤職員について、介護休業の取得要件のうち、一年以上の雇用期間の要件を廃止することとした。（附則第三条関係）

三　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、二の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。